

平成 28 年度定期監査の結果に関する報告
(平成 29 年 3 月 24 日付け浜田市監査委員告示第 2 号)
に基づいて浜田市議会議長が講じた措置の公表

浜田市監査委員

定期監査の結果に基づく改善等の措置について

第6 監査の結果

2 議会事務局

指摘事項	措置状況
<p>1 改善等の検討を求める意見</p> <p>(1) 政務活動費について</p> <p>政務活動費の収支報告書に添付されている領収書に宛名の記載がないものが見受けられた。領収書の偽造問題が他市において発生している状況を踏まえ、領収書は可能な限り宛名の記載があるものとし、適切な根拠資料となるよう努められたい。</p> <p>また、政務活動費は、「浜田市議会政務活動費の交付に関する条例」に基づき、年額の10万円を予め概算払いとする前払い方式を採用しているが、近年他市において不正受給が相次ぎ発生している中、適正と認められた実費だけを後日支給する後払い方式が、より透明性が高いと注目されている。議会事務局においては、使途基準や交付要領周知のため、交付マニュアルを作成し各議員に配布して適正な執行に努めているところだが、さらに透明性が向上した有効な活動費の執行となるよう、支払方法の後払いへの変更について今後検討されたい。</p>	<p>政務活動費の支払方法について、平成31年度より概算払いとする前払い方式から精算払いとする後払い方式とする。</p>